

しまなみ通信 第25号

〒794-0043

事務所 愛媛県今治市南宝来町二丁目3番地7

弁護士法人 しまなみ法律事務所

TEL: (0898) 23-2136 FAX: (0898) 31-6541

HP: <http://www.shimanami-law.jp/>

<http://shimanami.way-nifty.com/>

MAIL: shi7-ma7@shimanami-law.jp

ごあいさつ

所長 弁護士 寄井真二郎

皆様 新年あけましておめでとうございます。今年も昨年同様、引き続きよろしく願いいたします。

しまなみ通信第25号をお届けします。

はじめに、昨年4月14日に発生した熊本地震により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様及びそのご家族の方々に対して、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。当事務所でも6月30日までの間募金活動を行いました。集まった募金については、復興支援のためにフジグラン今治を通じて日本赤十字社にお渡しさせていただきました。

さて、前回ご挨拶から昨年12月末日までの当事務所に関連する主な出来事等をご紹介します。

まず、昨年6月27日、株式会社田窪工業所の社外監査役に就任いたしました。株式会社田窪工業所の紹介を少しさせていただきます。同社は昭和21年に創業し昨年で70周年を迎えました。年間の売上げは130億円程度に達しております。同社は、愛媛県今治市に本社を置く、物置や台所用収納棚など、一般家庭向けを中心とした金属製品の製造・販売を手がけている会社であり、また、営業所も全国に多数の拠点があり、さらに、鋼板製物置の分野においては、淀川製鋼所や稲葉製作所などと並び、業界大手の一角に数え上げられています（国内シェア第3位）。同社の企業価値向上のために社外の立場でその職責を果たしていきたいと考えております。

今回はその株式会社田窪工業所代表取締役社長でおられます黒田祐弘様に執筆をお願いしました。黒田社長とは私が長年にわたり同社の法律顧問をさせていただいた関係で古くから親しくお付き合いをさせていただいております。この度は、ご多忙の中、無理をいって執筆をお願いさせていただきました。本書をもって厚く御礼申し上げます。

また、今回号から、新企画「サムライ列伝」を開始いたします。司法書士、税理士、社会保険

労務士、公認会計士、医師、薬剤師等の士業の先生方に執筆をお願いさせていただき予定です。初登場は、長年にわたりお付き合いをさせていただいている司法書士の**高橋利郎先生**にお願いしました。高橋先生からは、「**雑感40年**」という題名の文章をいただきました。私はまだ弁護士登録して18年程度ですが、高橋先生は私の2倍以上のキャリアがあります。豊富な経験に基づいた、とても味わい深いお話をいただきました。本書をもって厚く御礼申し上げます。

さらに、最近、企業法務のご相談が増えていることから、企業様向けのコラム「**ほっ 法ー**」を新しく企画いたしました。今回は、ストックオプション等の「**インセンティブ報酬**」を取り上げました。なお、読者の皆様でこんなテーマで執筆してもらいたいというのがあれば、遠慮なく当事務所アドレスにまでご意見をよせてください。参考にさせていただきます。

行事等の参加としましては、①平成28年6月2日、平成28年度第1回今治警察署協議会（副会長）（今治・今治警察署）、②6月6日、四国生産性本部の交流懇親会（高松・JR ホテルクレメント）、③6月8日、日弁連住宅紛争処理機関検討委員会2016年度第1回全体会議（東京・日弁連会館）、④6月14日、愛媛県異業種交流研究会平成28年度第1回全体会議（松山）、⑤7月28日、愛媛経済同友会今治地区懇話会（今治国際ホテル）、⑥7月29日、愛媛弁護士会第4回常議員会（松山）、⑦8月20日、愛媛白門会例会（松山）、⑧8月25日、愛媛経済同友会納涼会（松山）、⑨9月8日、愛媛経済同友会東予地区例会（今治・千年松）、⑩9月22日、今治警察署主催の今治ふれ愛コンサート（今治）、⑪9月23日～24日、日本食研株式会社高知支店新築移転祝賀会及び、愛媛県異業種交流研究会第2回全体会議（土佐ロイヤルホテル）、⑫9月26日、今治商工会議所の1日相談会の相談員を務め、⑬10月14日、愛媛弁護士会第7回常議員会（松山）、⑭10月25日、学校法人今治明德学園創立110周年・今治明德短期大学開学50周年記念式典・記念講演（今治）、⑮10月25日、愛媛県酒造組合「愛媛の酒 愛好会 秋季例会」（道後温泉・ふなや）、⑯11月1日、今治市行政改革推進審議会（会長妹尾克敏松山大学教授）及び愛媛県主催の行革甲子園（ひめぎんホール）、⑰11月25日、愛媛弁護士会第5回常議員会（松山）、⑱11月29日、愛媛異業種交流研究会第3回全体会議（松山）、⑲12月6日、愛媛県経済同友会忘年会（松山）、⑳12月7日、日弁連住宅紛争処理機関検討委員会第2回全体会議及び全国住宅紛争処理機関連絡会議（東京）、㉑12月10日、中央大学法修会研究室大総会（東京）に出席いたしました。



行革甲子園



日弁連会館



中央大学法科大学院事務所説明会

参加した研修としましては、①平成28年6月4日、明治大学リバティータワーで開催された明治大学法科大学院主催の債権法改正講座（中村肇明治大学教授による「債務不履行」・工藤祐巖明治大学教授による「債権者代位権・詐害行為取消権」）（東京）、②6月18日、明治大学リバティータワーで開催された明治大学法科大学院主催の債権法改正講座（滝沢昌彦一橋大学教授による「意思表示」・川地宏行明治大学教授による「債権の消滅」）（東京）、③6月24日、四国生産性本部企業会計研究会第2例会「平成28年度税制改正のポイント」（酒井啓二税理士）（高松）、④7月2日、明治大学リバティータワーで開催された明治大学法科大学院主催の債権法改正講座（円谷峻明治大学元教授・横浜国立大学名誉教授による「売買契約」・平田厚明治大学教授による「賃貸借契約・消費貸借契約」）（東京）、⑤7月16日、明治大学リバティータワーで開催された明治大学法科大学院主催の債権法改正講座（長坂純明治大学教授による「役務提供型契約」・中山知己明治大学教授による「組合契約その他の契約」）（東京）、⑥7月22日、四国生産性本部主催「マイナンバーのアップデートと情報管理の最新情報」（牛島総合法律事務所 影島広康弁護士）（高松）、⑦9月16日、四国生産性本部主催の「財務3表一体理解セミナー」（インテグラス株式会社代表取締役諸橋清貴氏）（高松）、⑧9月21日、四国生産性本部企業会計研究会第4例会「連結決算の基礎」（連結財務諸表の意義と作成方法に関する基本的な知識と連結仕訳）（新日本有限責任監査法人）（高松）、⑨10月19日、日本損害保険協会主催の医療セミナー（「脊椎・脊髄の基礎知識」東京都済生会中央病院整形外科副医長 岡田英次朗先生）（東京）、⑩10月26日、日本損害保険協会主催の医療セミナー（「精神疾患の基礎知識」慶應義塾大学医学部精神・神経科准教授 村松太郎先生）（大阪）、⑪11月5日、明治大学法科大学院債権法改正講座（全国銀行協会川邊光信氏による「債権



明治大学リバティータワー

法改正に伴う銀行実務への影響について」・鹿野菜穂子慶應義塾大学法科大学院教授による「民法の現代化と民法改正」(東京)、⑫11月19日、明治大学リバティータワーで開催された明治大学法科大学院債権法改正講座(加藤新太郎中央大学法科大学院教授による「裁判実務からみた民法改正」・永石一郎弁護士による「企業法務からみた民法改正」)、⑬11月24日、四国生産性本部企業会計研究会第5回例会(最新税法・最新様式に基づく「法人税申告書」の作成実務)(デトロイトトーマツ税理士法人)(高松)、⑭12月3日、日本賠償科学会第69回研究会(高齢者を巡る法律問題と医療問題)(東京)、⑮12月12日、平成28年度愛媛弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員実務研修(高松)、⑯12月17日、明治大学リバティータワーで開催された明治大学法科大学院債権法改正講座(神田秀樹学習院大学教授による「商法・会社法からみた民法改正」・松下淳一東京大学教授による「倒産法からみた民法改正」)に参加いたしました。多忙の中、よくもこれだけ多数の研修に参加したものだと思っております。

マスコミや専門誌で取り上げられたものとしては、①平成28年7月31日(日曜日)午前6時15分から、えひめのシニア応援番組「ますあつ」(テレビ愛媛)で田舎弁護士が「遺言書のお話」についての解説、②10月30日、同番組にてむち打ち症例についての解説を行いました。相続の分野、交通事故の分野は当事務所の得意とする分野であります。

また、中央大学広報課が作成、発信しております Chuo Online に、「田舎弁護士として、生きる」とのタイトルで寄稿させていただきました(平成28年10月6日掲載)(<http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/people/20161006.html>)。掲載にあたり、ご尽力いただきました中央大学広報課の皆様、そしてなによりも、私を推薦していただきました中央大学法科大学院教授である遠山信一郎先生には、厚く御礼申し上げます。なお、遠山信一郎先生には、しまなみ通信第3号にご寄稿をいただいております。第3号が発行されたのが平成18年10月、あれから10年が過ぎました。

まだ10年なのか、もう10年なのかは分かりませんが、今後とも皆さまから忌憚のないご意見を賜り、さらなるリーガルサービスの向上等につとめ、当事務所の価値向上を続けていきたいと考えております。

なお、当職は、勝手ながら、1月4日まで長期のお休みをいただきます。ご面倒をおかけしますが、宜しく願い申し上げます。



ますあつ

雑感 40年

司法書士 高橋 利郎

昭和51年に司法書士事務所を開設してから、昨年10月で満40周年を迎えることができた。長ければいいってもんじゃないけれど、事故もなくよくここまでこられたものだと、感慨もひとしおである。

一応法学部は卒業したものの、在学中の放蕩が祟って、根気がいる試験勉強は苦手だった。特に不動産登記法など手続法には手こずった。よくもまあ合格したものである。

開業当初は、事件を正確、迅速、公正に処理して依頼者のニーズに答えなければと必要以上に気負った28歳の若造だったが、仕事が多忙になるにつれいつの間にかその情熱は忘れられがちになった。

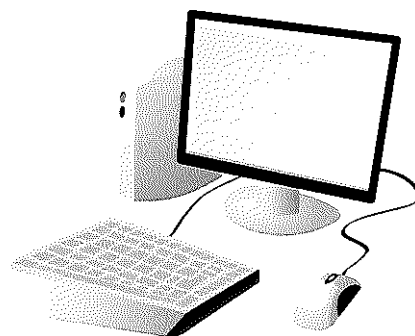
登記申請方法は、長い間当事者出頭主義が堅持され、平成18年頃にオンライン登記申請が導入されてから、様子が一変した。

事務所の機器にも、めまぐるしい変貌があった。開業当初は、申請書や付属書類の作成はすべて和文タイプであった。定款や議事録などは、打ち損じがあれば最初からやり直しである。極めて非効率的な作業で、よく残業した。次に、ワープロの時代となり、飛躍的に事務処理が楽になった。それから、パソコン全盛となり、司法書士専用ソフトによって自動的に書類ができ、請求書まで連動する時代となった。まさに隔世の感がある。

司法書士の登記業務は、弁護士の先生とちがって、双方代理が原則である。法務局の調査も形式審査で、先例も整備されており、法律判断が求められる場面も少ない。登記が完了すれば、両方の当事者から満足される。紛争に巻き込まれるのが苦手な事なかれ主義の性格の私には恵まれた職域であった。

遺産分割の紛争など裁判に発展しそうな事件がくれば、弁護士の先生にお願いをする。浅学非才の私などの出る幕ではないと思う。思えば村上昭子先生や寄井先生には、大変お世話になった。ありがとうございました。

引退までそんなに長い時間ではないと思うが、裏町に灯る街灯のような地味な存在でいいから、依頼者の笑顔が見られるような仕事がしたい。



ほっ 法一

所長 弁護士 寄井真二郎

今回は、インセンティブ報酬について取り上げます。インセンティブ報酬については、近年、経営者の方とお話をさせていただく際に取り上げられることが増えたように思います。私のような田舎弁護士は、取締役の報酬といえば、「お手盛り防止」という観点から適法な設計になっているのかという古典的な論点しか頭に浮かびませんが、近年は攻めのガバナンスを意識した、企業価値の向上に向けたインセンティブ報酬としての取締役の報酬についての議論が中心になっているように思います。

インセンティブ報酬といえば、ストック・オプションがすぐに頭に浮かびますが、インセンティブ報酬の全体像については、次のように整理されています。

まず、報酬として、最終的に交付されるものが、A金銭か、Bエクイティ（株式）かということです。

金銭報酬については、A 1 当期利益がROE等の経営指標を基礎として算定される行政に連動する金銭報酬（業績連動型）と、A 2 市場株価に連動する金銭報酬（株価連動型）に分類することができます。

エクイティ型報酬については、B 1 直接的にはオプション（新株予約権）の交付を受け、そのオプションを行使することにより株式を取得するオプション型報酬と、B 2 オプションを介さない株式型報酬に分類することができます。

B 1 オプション型報酬の例としては、ストック・オプションがその典型であり、 α いわゆる税制適格ストック・オプションや β 株式報酬型ストップオプションが一般的ですが、 γ 新株予約権者が実際に手持ちの現金を払い込むことにより付与されるいわゆる有償ストック・オプションもあります。

オプションを介さないB 2 株式型報酬には、ア譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）、イ信託を用いた株式交付信託、ウ役員持株会を利用して株式を取得する用途に限定して金銭報酬を付与する株式取得目的報酬等があります。

インセンティブ報酬については、平成27年6月1日から適用を開始されたコーポレートガバナンスコードが、「経営者の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ報酬の1つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」ことを求めていることや、さらに、平成28年度税制改革で、役員給与として支給された一定の譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）の報酬等を会社が税務上損金算入できるようにすること等を契機に、どのような役員報酬を設計することが、経営陣に中長期的な視点に立ち、適切なリスクテイクを促すことになるのかという点が議論されるようになっております。

御社においても、一度、ご検討されることをお勧めいたします。

ホウなん!?

所長 弁護士 寄井真二郎

今回のホウなん!は、「遺言の書き方・遺し方」です。遺言書というと、昔から聞きなじみのある言葉ではありますが、最近は遺産分割の方法を巡って共同相続人間で対立が生じて、家裁にお世話になることが増えていることから、遺言書の作成を検討したいというご相談も年々増えているように思います。

遺言書作成の相談ということになると、まずどのような種類の遺言書を作成するのがよいかということが気になりますが、その前に、絶対に押さえておきたい作成における主要なポイントは次のとおりです。

第1に、意思能力があるかという点です。これがなければ、無効となります。

第2に、遺留分を侵害していないかという点です。遺留分を侵害すると、後日の争いの原因となります。

第3に、納税のことも検討するという点です。小規模宅地等の特例を利用する場合、法定相続人以外の方に相続させてしまった場合の相続税の加算等についても、注意する必要があります。

第4に、執行者も決めておくと言う点です。執行者を遺言書で決めていない場合には、家裁に手続きをとる必要がありますが、少し面倒です。

第5に、遺言財産に含まれない財産もあるので、自筆証書遺言の場合には特に注意しましょう。

次に、遺言書を残すべき方法を検討したいと思います。

第1に、分割しづらい資産をお持ちの方。法定相続分どおりに分割すると共有名義になり、その後の売却について共同相続人の間で話し合いがつかない場合があります。

第2に、法定相続分どおりしたくない方。

第3に、先妻の子どもがいる方。意外と多いです。

第4に、事業承継を考えている方。経営者の相談には自社株問題が付きものですが、事業を引き継ぐ後継者にはなるべく自社株を集中させることが重要です。そのため、今後の事業の安定経営を見据えて、遺産分割を考える必要があります。

せっかくの遺言書ですが、遺言書を作成した場合には、その事実を必ず誰かに伝えておく必要があります。作成に携わった弁護士は、管理についてはしっかりしてくれるとは思いますが、家族がそれを知らなければせっかく作成した遺言書が日の目を見ないというリスクもあるので、注意する必要があります。

遺言書は、家族への最後のラブレターです。

新しき年の初めの初春の今日降る雪のいやしけ吉事

大伴家持

新春を詠んだ歌の多い大伴家持、万葉集の編纂者とされておりますが、この歌で万葉集を締めくくっています。吉事を重ねていこう、と前向きな歌。

雪の結晶ひとつひとつは小さいけれど、それが積み重なれば美しい風景になる。同じように、小さくてもいい、いいことを見つけて積み重ねていけば、きっと登りつめた先に美しい風景が広がっていることでしょう。

今年は「愛顔（えがお）」をつなぐえひめ国体・えひめ大会が開催されます。愛媛全域が競技会場となり、しまなみ海道はやはりロードレースのコースになる模様。今から楽しみがいっぱいでたまらない年の始まりです。

近年の自然災害の多さには本当に心痛むばかりですが、心を痛めているだけでは前には進めなくて。小さくてもいいことを見つけて笑っていくことが、どんなに大切なことなのかを思い知らされる今日この頃…。しまなみ通信を発行しはじめた頃にはまだ小学校にも入っていなかった娘が、今年には大学に向けた受験生になります。親は見守るしかできないけれど、せめて笑顔が救うのなら、たとえ道化師と言われようとも笑っていけるのが親だとも思ったりしています。

前を向いて、小さいいいことを見つけながら、毎日を笑顔で積み重ねていけるように…。でも苛ついたり感情に流されたりしてしまうのは人の性ですから（笑）、せめて意識的に笑っていこうと誓う2017年です。

冬はいつまでも続くものではありません。

皆様にとって、どうか本年が素晴らしい年でありますように。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

事務局 敏 江



2017年(^o^) 酉年は取り込む！という言葉とかけて、商売に縁起の良い年だと言われています。私は寅年なのですが、小さい頃は、寅なんてかわいくない！今日からキリンの年にする！と断言しておりました。ちなみにブルガリアでは寅年は猫年のようです。他にもワニ、鯨、ガルダまで、世界各国には様々な干支があるのですね。

ちなみに事務所メンバーは未、卯と草食動物中心です…

負けん気の強い私、五黄の寅です。そのパワーで2017年もとことん突き進んで行こうと思っております(^_^)ノ

本年もどうぞよろしく願いいたします。

事務局 長 井

新年あけましておめでとうございます。

今年は鏡餅について調べてみました。鏡餅の歴史は古く、平安時代には既に存在していたとされています。当時書かれた源氏物語には「ここかしこに群れみつ、齒固めの祝いして、餅鏡さへ取りよせて、千歳のかげにしるき年の内の祝い事どもして、そばれあへるに、」の一節があります。

年神様に供えた餅を神棚から下ろしお供え物をいただくことで、一年の無病息災を祈るという意味を持つ正月行事。意味を知ってから新年を迎えると更に気持ちが引き締まる思いです。本年もどうぞよろしく願いいたします。

事務局 近藤



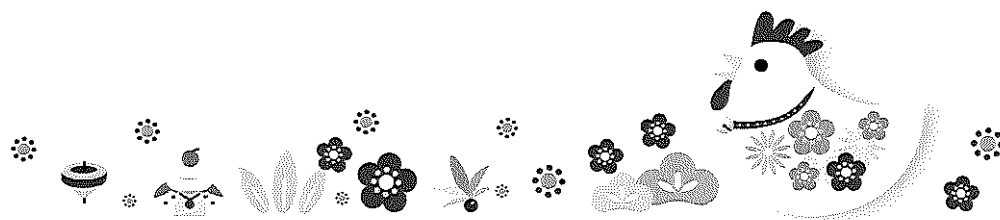
新年明けましておめでとうございます。

昨年11月に息子が無事に1歳を迎え、親として感慨深いものがあるのですが、正直なところ、初めての育児に戸惑っているうちにいつの間にか1年が経っていたという感覚です。(ちなみに昨年10月で私も入所1年になりました…)

さて、子どもの話題と言えば、昨年10月にドイツでは、最高司法機関である連邦憲法裁判所が、子どもを預ける保育所が見つからないため仕事に復帰できない夫婦に対し、行政が休職による所得喪失を補償しなければならないとする判決を下しました。元々ドイツでは低い出生率の改善を目指して手厚い政策が導入されており、子どもが1歳を迎えた親の全てに行政が託児先を保証する法律が2013年に制定されています。その上で裁判所は、法律には市当局が十分な数の保育所を提供する義務を負うと明記されているため、財政上の制約は保育所不足の正当な理由とはならないと判断したそうです。

昨今の待機児童問題に揺れる日本も決して対岸の火事などではなく、この画期的な判決に続けるよう、2017年も官民一体となって向き合っていかなければならないと、子を持つ親としても強く思いました。

事務局 岡田



「共に歩んだ70年 感謝の気持ちで更なる挑戦」

当社、田窪工業所は、この今治の地で昭和21年に創業し、平成28年には70年という節目を迎えることができました。主力商品である「TY ストックハウス」、「タクボ物置」と名称は変わりましたが、金属製家庭用物置のパイオニア・田窪工業所として、70年もの長い間ご愛顧頂いた事は光栄であり、感謝の一言しかありません。誌面をお借りし御礼申し上げます。この70年を思う時、創業当時から変わらないものがあります。それは田窪工業所の理念を謳った「五つの誓い」（正確には六つ）です。

- 一、我々は仕事を通じて社会に対して不易の奉仕をいたしましょう。
 - 一、我々は誠実に仕事を行いましょ。
 - 一、我々は仕事を通じて得意先や関係者との善意と友情を深め、共存共栄をはかりましょ。
 - 一、我々は仕事を行うにあたり、常に公平を旨といたしましょ。
 - 一、我々は仕事を通じて社会に対する感謝の気持ちを表しましょ。
- (一、我々は“タクボ製品に責任を持とう”)

会社においても個人の生活においても続けていくためには、やはり変えなければならない事、そして絶対に変えてはいけない事があるとよく言われますが、これはまさに変えてはいけない事であり、今後も社員の心の拠り所として引き継がれていく事でしょう。

そして、これまでの70年は共存と共栄、お客様、取引先様のご支援が無ければ成し得なかった70年と言えます。

さて、私が田窪工業所の経営を預かり丸2年が経とうとしていますが、物置業界で当社は第3位の位置にあります。今後の市場状況からしてこのままで良い訳はありません。生き残りと発展にあたり、本気で業界ナンバー1を目指すべき時が来ています。まず70年目のスローガンとして、業界ナンバー1へのステップを掲げ、営業部門はもちろん製造部門、管理部門が一丸となり、今まさに取り組んでいるところです。豊富な経験と高度な技術、市場を分析する目、柔軟な発想から誕生する新製品の開発を中心に、チャレンジャーとして立ち向かっています。私自身は、時には先頭を走り、時には後方支援に徹し、また時には熱く語り、下す判断は冷静に、を実行していきたいと思ひます。また、社員一人一人が幸せを感じることが出来る会社にすることが、私に課せられた使命だと思ひておひます。

新生なつた田窪工業所には、「世の中の役に立ちたい」という創業精神が、DNA となつて息づいておひます。

是非、これからの“タクボ”にご期待下さい。

株式会社田窪工業所

代表取締役社長 黒田 祐弘
